

# 自家用車活用事業について

国土交通省 東北運輸局


令和6年5月14日

## 【概要】


- 「自家用車活用事業（いわゆる「日本型ライドシェア・日本版ライドシェア」）」は、タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、その不足分を補うため、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車・一般ドライバーを活用して有償で運送サービスを提供するものであり、道路運送法第78条第3号の「公共の福祉のためやむを得ない場合」とする取扱いで本年4月1日より実施。

## 【制度創設の経緯】

- 地域交通の「担い手」や「移動の不足」といった深刻な社会問題に対応するため、「デジタル行財政改革 中間とりまとめ」（令和5年12月20日デジタル行財政改革会議決定）において、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用し、タクシーが不足する分の運送サービスを供給すること（道路運送法第78条第3号に基づく制度の創設）が決定。

地域の自家用車・ドライバーの活用（道路運送法第78条第3号関係）  国土交通省

地域の自家用車・ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする制度を導入

ご意見	改革内容	実施時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>○移動需要は変動性が高く、タクシー不足が顕在化しているケースがある</li> <li>○安全を確保しつつ、ドライバー不足を補完できるよう、新たな制度を創設すべき</li> <li>○実効性あるドライバー確保を可能にするため、様々な働き方ができるようにすべき</li> <li>○新たな事業者が参入できるようにすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤タクシー配車アプリデータを活用して、<b>タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定</b></li> <li>➤これに基づき、<b>地域の自家用車・ドライバー</b>を活用して、タクシー事業の一環として運送サービスを提供する</li> <li>➤安全の確保を前提に、労働条件など担い手確保に必要な要素を考慮して、雇用契約に限らず検討</li> <li>➤既存のタクシー事業者以外の新たな事業者が新規参入できる環境の整備について検討</li> </ul>  <p>タクシー事業者 ドライバー・勤務、運行管理、車両設備管理、運送責任 配車アプリの依頼 運送はタクシー運用 地域の自家用車・ドライバーを活用して、データに基づき不足分を供給</p>	<p>年度内に制度を創設し、速やかに実施</p> <p>上記の制度設計と併せて検討 上記の制度設計と併せて検討</p>

令和6年4月26日  
物流・自動車局旅客課

## 自家用車活用事業に係る営業区域ごとのタクシーの不足車両数を公表します

札幌、仙台、さいたま、千葉、大阪、神戸、広島、福岡の8地域について、配車アプリのデータに基づき不足車両数を算定いたしましたので、別紙のとおり公表します。

タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度（自家用車活用事業）を3月に創設いたしました。

先般、東京ほか4地域について、タクシーが不足する地域・時期・時間と不足車両数を公表したところですが、このたび、札幌、仙台、さいたま、千葉、大阪、神戸、広島、福岡の8地域についても配車アプリのデータに基づき不足車両数を算定いたしましたので、別紙のとおり公表します。

今後、8地域については、タクシー事業者に対して意向調査を実施し、順次許可していく予定です。

### 【問い合わせ先】

物流・自動車局 旅客課 手嶋、武藤、大山

電話：(03) 5253-8111（内線：41202、41243）

直通：(03) 5253-8569

(別紙)

### 営業区域ごとの不足車両数(※)

(※)不足車両数 = マッチング率90%を確保するために必要な車両数

営業区域名 対象市 (登録車両数)	車両数が不足する曜日及び時間帯 (最小マッチング率)	不足車両数
札幌 札幌市、江別市、北広島市ほか (4,499台)	土日 : 1時台～4時台(73%)	110台
仙台市 仙台市 (2,245台)	金 : 16時台～19時台(84%) 土 : 0時台～3時台(76%)	50台 30台
県南中央 さいたま市、川口市ほか (2,400台)	火～金 : 0時台～5時台(75%) 金土日 : 17時台～翌6時台(42%)	140台 580台
千葉 千葉市、四街道市 (1,195台)	土日 : 0時台～3時台(59%)	110台
大阪市域 大阪市、豊中市、東大阪市ほか (12,181台)	土 : 0時台～3時台(75%) 金土 : 16時台～19時台(85%)	420台 240台
神戸市域 神戸市、尼崎市、西宮市ほか (4,772台)	水金 : 0時台～3時台(86%) 金土 : 17時台～翌5時台(67%)	100台 510台
広島 広島市、廿日市市ほか (2,682台)	月～木 : 16時台～19時台(76%) 金土 : 16時台～翌3時台(58%) 日 : 16時台～20時台(77%)	100台 220台 70台
福岡 福岡市、春日市、大野城市ほか (4,415台)	月～木 : 16時台～21時台(74%) 金土 : 16時台～翌5時台(54%) 日 : 15時台～21時台(67%)	220台 520台 230台

・各数値は令和5年10月1日～令和5年12月31日の各社の配車アプリのデータに基づく。  
(札幌については、令和5年4月1日～令和5年6月30日の各社の配車アプリのデータに基づく。)

・5月実施時点では、今回公表する不足車両数のうち5割を各社に配分するものとし、残りの5割については以後不足車両数を見直すタイミングで一定数を各社に配分する。

・タクシー事業者からの申請車両数の合計が当該地域の不足車両数を超える場合は、申請車両数の比率に従い配分する。

## 自家用車活用事業の進め方

### 1. 4月中に配車アプリデータに基づき不足車両数を算出・公表する営業区域

- ・札幌交通圏      ・仙台市      ・県南中央交通圏（埼玉）
- ・千葉交通圏      ・大阪市域交通圏      ・神戸市域交通圏
- ・広島交通圏      ・福岡交通圏

#### 《今後のスケジュール》

- ・ 4月中      不足車両数を公表
- ・ 5月以降      タクシー事業者を実施意向のある地域で順次実施

### 2. 上記1. 以外の地域

簡便な方法により不足車両数を算出し、タクシー事業者を実施意向がある場合は、4月以降順次開始。

(注) ① 上記の「簡便な方法」として、金曜日・土曜日の16時台から翌5時台をタクシーが不足する曜日及び時間帯とし、当該営業区域内のタクシー車両数の5%を不足車両数とみなす。

② 上記①に限らず、営業区域内の自治体が、特定の曜日及び時間帯における不足車両数を運輸支局へ申し出た場合は、その内容を不足車両数とみなす。

③ 自家用車活用事業において使用する自家用車を活用して、データの収集及び不足車両数の検証を行った上で、上記①②の暫定的な不足車両数を見直す。

④ 地域によっては、道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送が活用される。

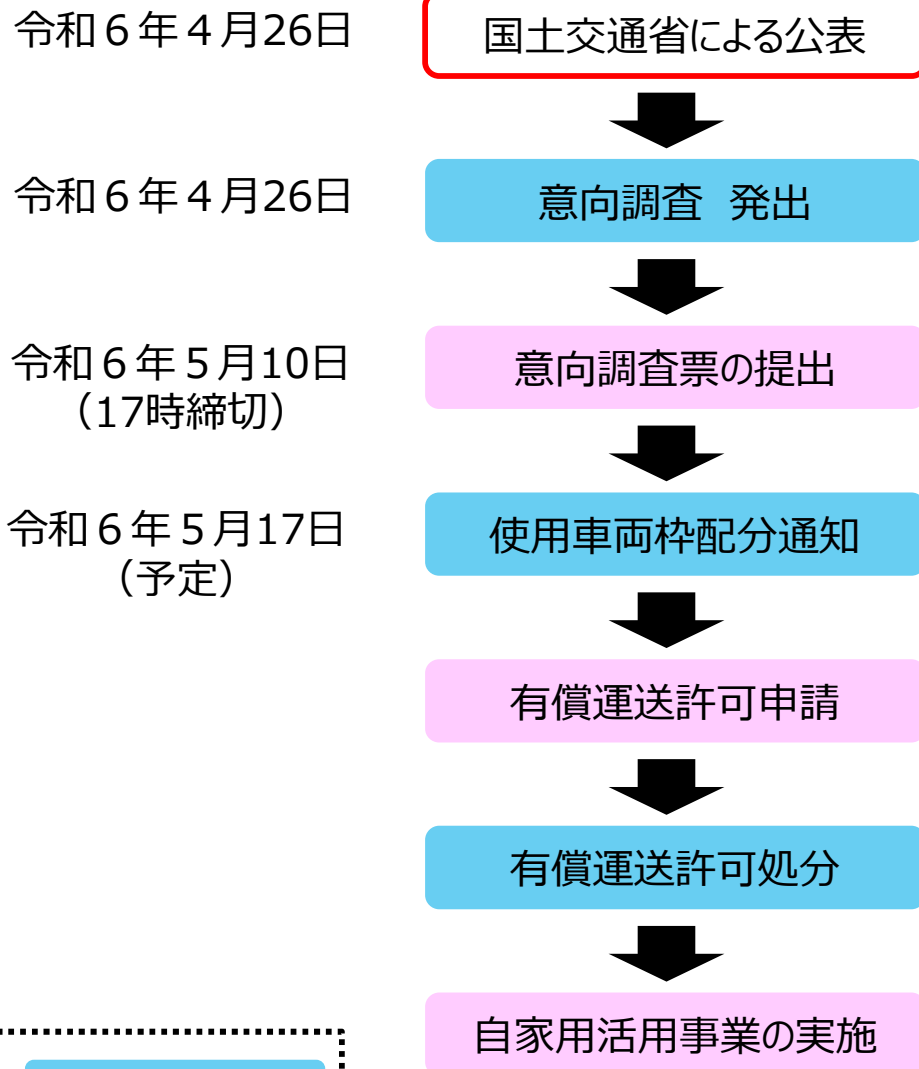
## タクシーが不足する時間帯と不足車両数

(タクシー配車アプリのデータ等に基づき不足車両数の算出を行う地域を除く)

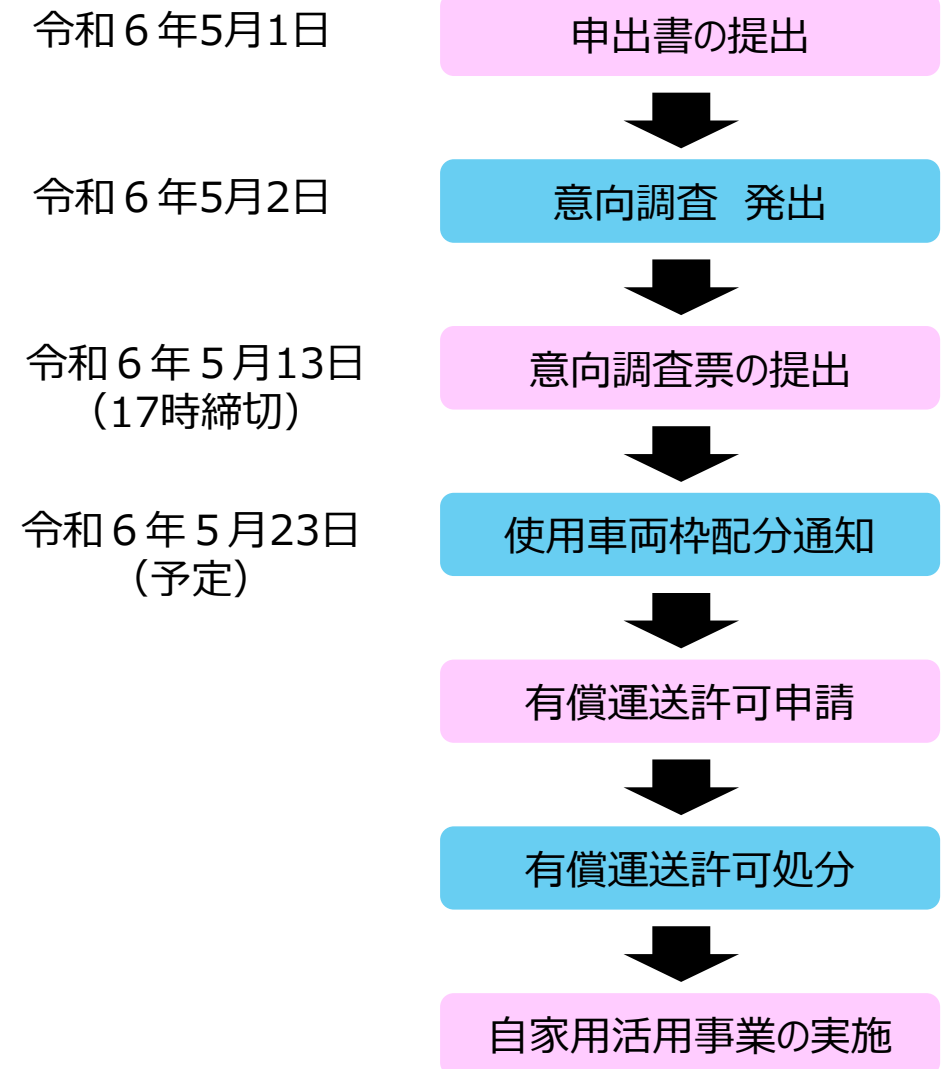
車両数が不足する曜日及び時間帯	不足車両数
金・土 : 16時台～ 翌5時台	各営業区域内の タクシー車両数 <sup>(※)</sup> の5%
営業区域内の自治体が、 タクシー車両数が不足して いるとして管轄運輸支局へ 申し出た曜日及び時間帯	営業区域内の自治体が、 タクシー車両数が不足して いるとして管轄運輸支局へ 申し出た車両数

(※)令和6年1月1日時点の事業計画上の配置車両数の合計

## 仙台市



## 青森交通圏



運輸局 (支局)

タクシー事業者